

(一社) 青森県フェンシング協会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県フェンシング協会（以下、本会という。）の会員に関わる慶弔に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規定の適用範囲及び金額等は、別表の通りとする。

2 本会の会長が特に認めた場合は、前項によらず慶弔金を支出することができる。

(規程の変更)

第3条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

別表（第2条関係）

対象	(1) 会員の結婚	10,000円
	(2) 本人及び家族の死亡	
	①本人	①20,000円（献花） 香典（本人）5,000円
	②家族（※同居している義父母を含む）	②20,000円（献花） 香典（家族）3,000円
	③同居していない義父母	③香典（家族）3,000円
	(3) 災害見舞金	10,000円
(4) その他必要と認められる場合	会長決済	